

# 地域居住支援モデル事業実施要綱

27 福保生地第1414号  
平成28年4月1日

## 1 事業の目的

本事業は、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等に対して、住まいの確保と生活支援を一体的に提供する仕組みの研究及び地域の交流・相談拠点の立上げを支援することにより、居住者及び地域住民の互助による新しい住まい方を提案するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる居住環境を支える人材を養成することを目的とする。

## 2 事業の構成

### (1) 交流・相談拠点設置事業

#### ア 実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる団体とする。

- (ア) 社会福祉法第109条第1項に規定する区市町村社会福祉協議会
- (イ) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人
- (エ) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

#### イ 事業の内容

- (ア) 住まいの確保と生活支援の提供
- (イ) 互助の仕組み作り

#### ウ 費用の負担

都は、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助することができる。

### (2) 仕組研究・人材育成事業

#### ア 実施主体

本事業の実施主体は東京都とする。ただし、東京都は、事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

#### イ 事業の内容

- (ア) 居住支援・生活支援に係る仕組みの研究
- (イ) 居住支援・生活支援に係る人材の育成
  - a 居住支援・生活支援に係る取組の紹介
  - b 報告会の実施
  - c 研修指針の検討

(ウ) 報告書の作成

ウ 費用の負担

本事業の全部又は一部を委託して実施する場合、別に東京都と受託者との間で締結する「委託契約書」に基づき、支払うものとする。

### 3 関係機関等との連絡・調整

東京都、受託者及び助成団体は、本事業の実施に当たっては、区市町村の住宅部門、福祉部門、居住支援協議会、社会福祉協議会、不動産団体、自治会等と連携・調整を行い、円滑な事業の運営を図る。

### 4 報告

受託者及び助成団体は、実施状況について、都へ報告することとする。

### 5 守秘義務

本事業に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。  
また、その職を退いた後も同様とする。

### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。